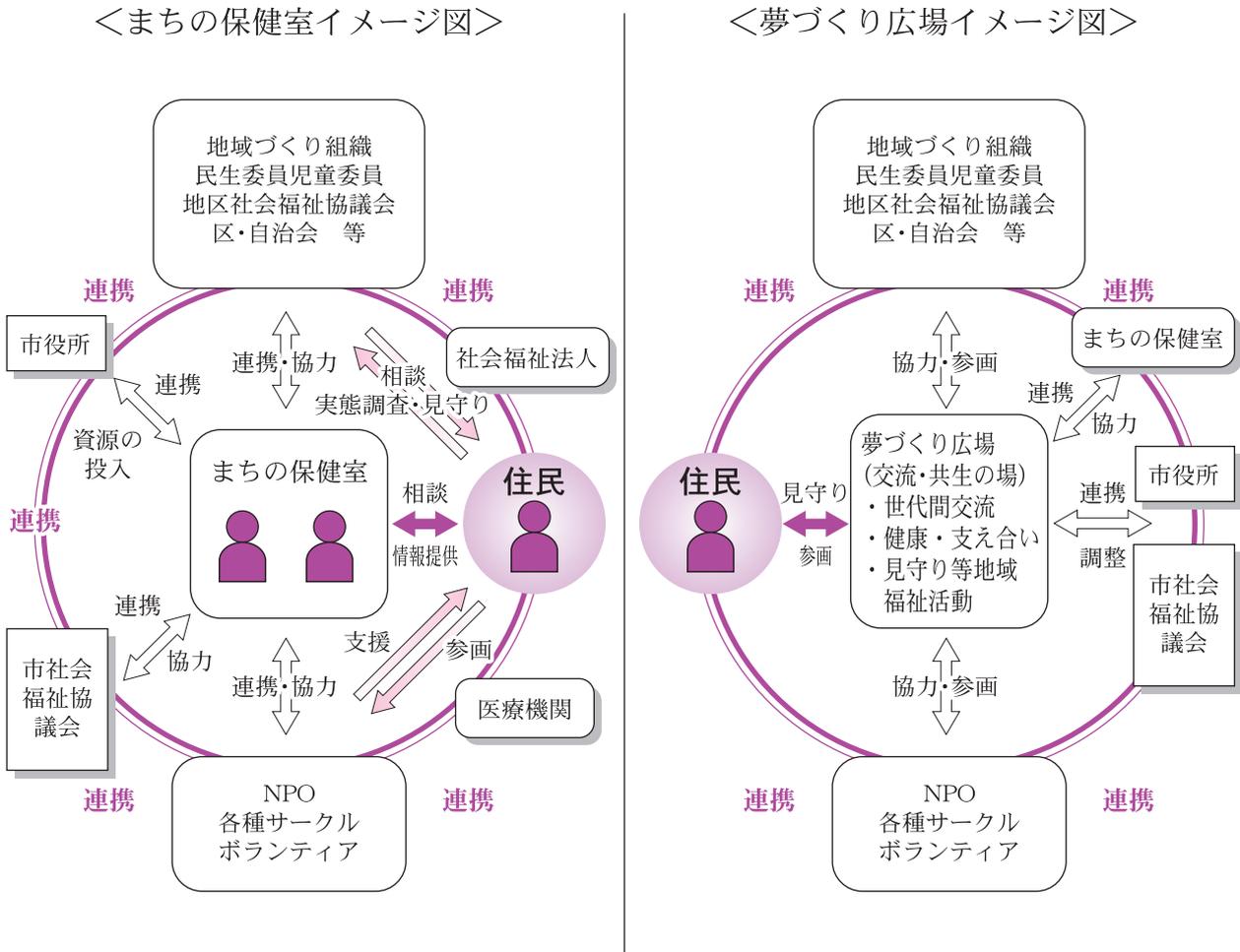


第4章 地域福祉推進の取組の戦略

1. 戦略の視点

(1) 第1次地域福祉計画で構築した福祉基盤



第1次地域福祉計画においては、地域福祉の基盤整備として「人づくり」、「地域づくり」の視点を持ちながら取り組んできました。これらの重点的な取組事業として、「夢づくり広場」や「まちの保健室」の事業があります。

(夢づくり広場)

「夢づくり広場」は、住民が相互に協力し、支え合いながら福祉のまちづくりに取り組めるよう、区や自治会、市民活動団体などが主体となって設置、運営する複合的な機能を備えた近隣住区における健康福祉の拠点整備事業として進めてきました。地区の集会所、空き店舗、空家などの既存施設を活用し、高齢者サロン活動や子育てひろば活動など身近な地域でなければできないきめ細やかで柔軟な活動や創意工夫を重ねた多様な取組が行われています。これらの活動は、民生委員児童委員や区・自治会の役員、市民活動団体、ボランティアなど多くの人や団体が交流・連携を図りながら運営し、地域内の一人暮らし高齢者や、障害者、子育て中の人などに対する見守りと情報交換などの機能を発揮し、身近な地域福祉活動拠点として機能しています。拠点での活動参加者及び活動を担う人が増え、福祉活動への多くの市民参加が得られています。

(まちの保健室)

「まちの保健室」は、地域住民の日常の生活圏である市内14地区に、福祉課題の増大、複雑化に対応していくための健康福祉の拠点、地区保健福祉センターとして整備しました。「まちの保健室」には、保健・福祉の専門職を2名配置しています。地域の身近なところで、健康相談、福祉関係生活相談などに応じる場として、また、一人暮らし高齢者等宅への訪問活動などにより保健福祉関係情報の提供・総合相談を実施し、さらに、健康づくり教室、介護予防教室などに職員を派遣することで、「まちの保健室」が地域の健康づくりの拠点としても認識されています。

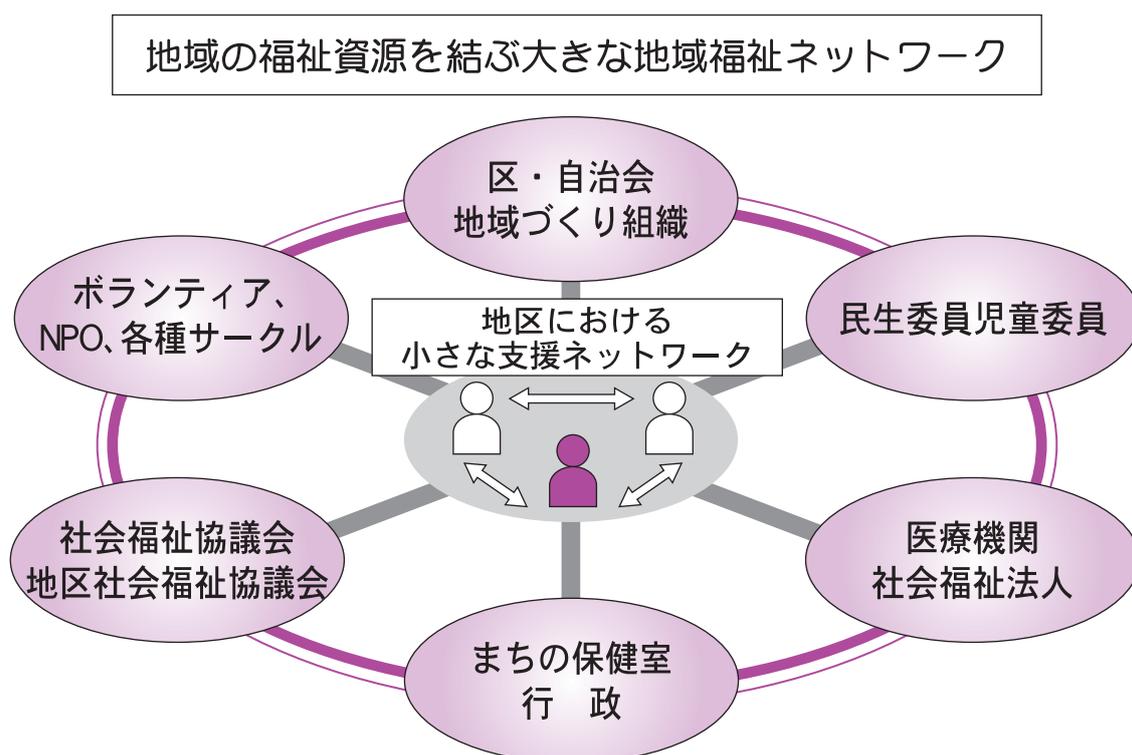
まちの保健室の職員を通じて地域と行政の連携がスムーズになり、保健・福祉の情報・相談窓口として、また、地域福祉活動をサポートする拠点として機能しています。

(2)福祉基盤を生かした第2次地域福祉計画における取組

- ① 地域資源を結ぶネットワークの形成
- ② 「人の力」を生かす参加と共助のしくみづくり
- ③ 「地域の力」を高める名張方式のしあわせ空間づくり

①地域資源を結ぶネットワークの形成

第2次地域福祉計画では、第1次地域福祉計画で整備された「夢づくり広場」や「まちの保健室」といった福祉基盤を活用して、地域にある福祉資源のネットワークの形成に取り組めます。支援を必要とする人を「向こう三軒、両隣」といったごく身近な地区で支える小さな日常生活の支援ネットワークと、その小さな支援ネットワークを支えるために、区・自治会、地域づくり組織、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、医療機関、社会福祉協議会、行政(まちの保健室、地域包括支援センター、こども支援センター、保健センター)など、あらゆる地域資源が連携して大きな地域福祉ネットワークを形成します。



②「人の力」を生かす参加と共助のしくみづくり

一人ひとりの市民の力を生かし、住民をはじめ多様な主体の参画と協働を重視して福祉のまちづくりを進めます。住民の主体的な地域福祉の取組をとおして、それぞれの人生を豊かにするとともに、地域内外の人々や資源、情報などを結ぶ活発な交流を促進することにより、地域への愛着を育みながら、人と人のつながりに支えられた心豊かな地域の創造を目指し、「『人の力』を生かす 参加と共助のしくみづくり」に取り組みます。

③「地域の力」を高める名張方式のしあわせ空間づくり

地域におけるさまざまな生活課題の解決に向けた住民の活動が人と人のつながりを生み、信頼の絆に結ばれた豊かな人間関係を創造する契機にもなります。また、地域での良好な人間関係は地域力を高め、地域における福祉をはじめ教育、防災・防犯、生活環境の整備など、幅広い分野の生活課題の解決に好影響を及ぼします。

名張市では、住民が主体となって各地区で地域づくりの活動が活発に行われています。こうした地域づくりの活動と一体的に福祉のまちづくりを進める方針のもとに、人と人の信頼のネットワークを広げながら、安心と信頼に支えられた活力ある地域の創造を目指し、「『地域の力』を高める名張方式のしあわせ空間づくり」に取り組みます。

【参考】

名張方式のしあわせ空間づくり

「名張方式」とは、「ともに創る福祉」を基本に住民主体の地域づくりと一体的に地域福祉を推進しようとするものです。第1次地域福祉計画期間において、「ともに生きる地域」を創造するため、身近な地域での暮らし・活動を重視しながら、多様な人々の参加・共助・協働を促進する拠点として、「夢づくり広場」の整備が進められました。また、市内14地域に「まちの保健室」の整備を進めてきました。今後も、地域づくり組織と一体的に地域福祉を推進するという方針のもと、地域にある、あらゆる資源に目を向け、それらを生かした地域の特色ある福祉活動の推進を図ります。

ともに創る福祉

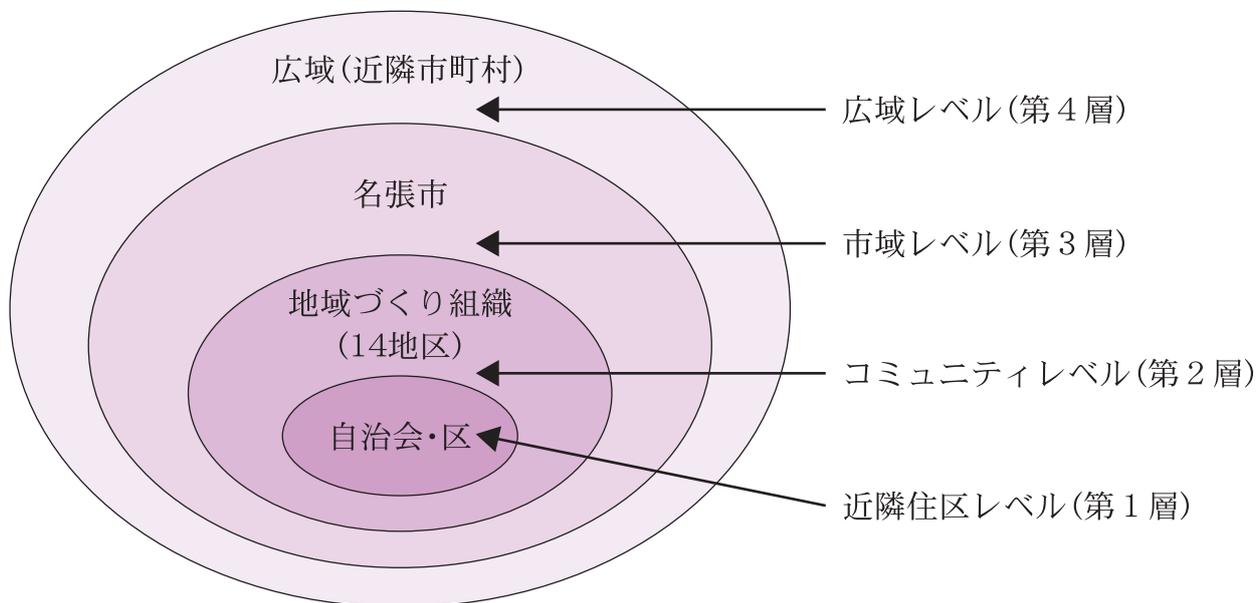
- ◆住民主体の地域づくりと一体的進める地域福祉
 - ・住民自治の振興
 - ・都市内分権の推進
 - ・多様な主体の協働の促進
- ◆地域づくり組織を中心とする推進体制の整備

ともに生きる地域

- ◆地域でともに暮らす地域福祉の基盤、しくみづくり
 - ・身近な地域福祉の拠点づくり
 - ・共助、協働のネットワークづくり
- ◆身近な地域の暮らし・活動を補完する重層的な基盤、体制の整備

2. 保健福祉区(エリア)の設定

住民主体の地域づくりの取組を踏まえつつ、出来るだけ身近なところで保健福祉サービスが利用できるようにするとともに、住民をはじめとする多様な主体が協働して「しあわせ空間づくり」を効果的に進めるため、4層の保健福祉エリアを設定しています。



近隣住区レベル	区や自治会等の基礎的コミュニティを単位に近隣の相互扶助など日常的な課題に対応します。
コミュニティレベル	地域づくり組織を単位に、身近な健康福祉サービスの情報・相談センター機能の整備、地域福祉活動や多様な主体の交流拠点の整備など、身近な地域福祉の課題に対応します。
市域レベル	名張市の統一的な対応が必要な事項、市全域を対象とする健康福祉の基盤整備などに関する課題に対応します。
広域レベル	広域的な共通課題や高度・専門的な対応が必要な課題に対応します。

3. 重点事業

重点事業(1) 「地域あんしんねっと」～点から線に～
災害時などに備え、日々の安心した暮らしのための安全網をつくります。

地域社会の弱体化が進む中、大規模地震など自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐかは住民の最大の関心事です。地域社会における安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会の活性化のためにも喫緊の課題となっていることから、地域におけるセーフティネットの構築を目指します。

市が取り組む「災害時要援護者支援体制」のしくみのうち、地域における災害時の安否確認と避難支援を想定した日頃からの支援ネットワークを「地域あんしんねっと」として、全地域で実施体制が構築できるよう取り組みます。地域では、災害時に、災害時要援護者に対する災害情報の伝達や避難支援が期待されています。自助・共助のしくみづくりを区や自治会、地域づくり組織などが中心となり、地域の実情にあった方法で行う要援護者支援のための体制構築について取り組みます。

(1) 個別台帳の作成

災害時において要援護者支援を迅速かつ的確に行うために、日頃から高齢者や障害者など特に援助が必要とされる人が、地域のどこにどのように暮らしているのかを把握する必要があります。このため地域では、市から提供される登録者名簿に基づき、民生委員児童委員、区長や自治会長などの地域関係者により、要援護者の情報を集積した個別台帳の作成を進めます。個別台帳の管理は、民生委員児童委員、区長や自治会長等、必要最小限の範囲で共有し、個人情報の保護に努めます。

なお、登録者名簿に記載された方以外にも、地域における合意形成のもと、支援を必要とする人の個別台帳を作成するなど、地域ごとに漏れのない支援のための取組が求められます。

(2) 支援ネットワークづくり

要援護者の情報を把握するとともに、要援護者を支援する関係づくりが重要です。高齢者の一人暮らし世帯など、災害時に何らかの支援を要する人とその近隣における支援者を結ぶ「地域あんしんねっと」の取組は、すでに地域ごとに民生委員児童委員、区長や自治会長等が中心となって進められつつあります。こうした取組を全市的に広め、漏れなく、そして、災害時のあらゆる場面に対応できるように取り組むため、要援護者もまた、支援者となるような相互の助け合いを構築できるよう取組を促進します。

① 日頃からの地域での取組

(日頃からの見守り活動)

民生委員児童委員は、日頃より要援護者などの家庭を訪問し、声かけや相談など見守り活動をしています。これらの活動は、要援護者にとって生活面での大きな支えとなっており、要援護者の安心・安全の暮らしに寄与しています。

民生委員児童委員等が仲介し、地域での支援ネットワークを充実させ、日頃からの見守り活動の輪を広げます。

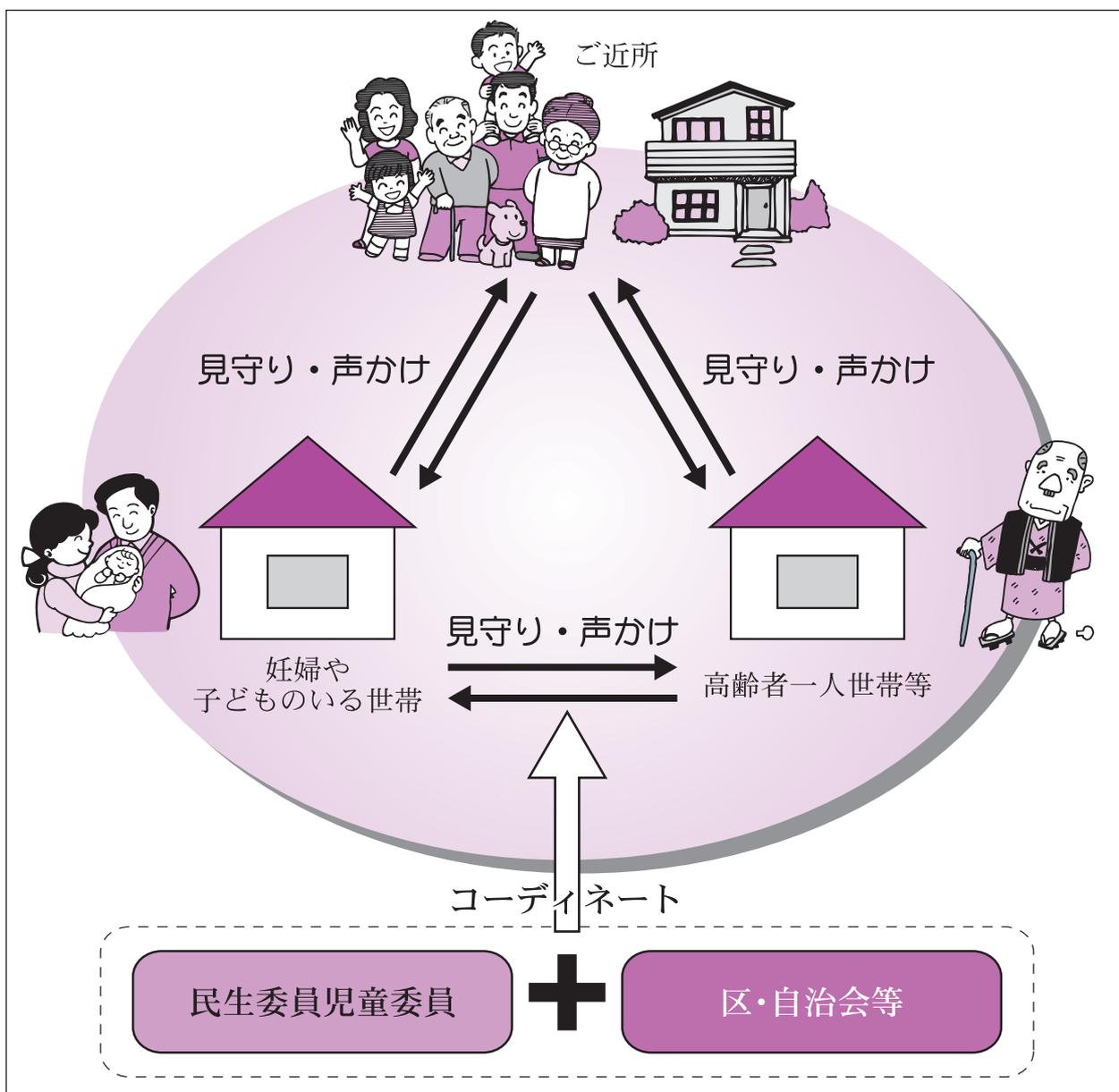
(日頃からの地域とのふれあい)

災害時に要援護者が支援を受けるためには、日頃から地域の人との関係が大切になることから、要援護者自身が、普段からの近所の付き合いや行きつけのお店など、なじみの関係を多く作ることや、地域でのコミュニケーションに心がけることを啓発するとともに、地域などで取り込まれる防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。

②情報伝達のしくみづくり

災害時要援護者への情報伝達は、避難に時間を要する場合があることや、視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報手段など、きめ細やかな対応が求められます。区や自治会、地域づくり組織、自主防災組織など、関係団体のネットワークを活用し、災害時要援護者や避難支援者に対し、迅速かつ確実に情報伝達が行えるよう、また、要援護者の特性を踏まえた情報伝達のしくみづくりを日頃から整えておく必要があります。

<「地域あんしんねっと」のイメージ図>



重点事業(2) 「地域ささえあい」～線から面に～

相互に支え合う心豊かな地域を創造するため、「共助」のしくみを構築します。

地域における一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加、高齢者を狙った詐欺事件の増加、孤立死の問題などを受け、制度の対象とまでは至らない状態の人でも何らかのサポートを得て、地域で安心して暮らせるための支援が課題とされています。家族、ご近所のつながりが希薄になるなか、地域でどのように支えるのか、住んでいる場所における連帯を取り戻し、家族に代わる機能を地域で形成していく取組に着手していかねばなりません。

あらゆる人について、濃淡はあれ、何らかのサービス提供や接触が可能となるよう、地域と個人が相互確認するための漏れのない見守りの体制を確立するとともに、見守りに加え、生活課題に対応する有償ボランティアのしくみを構築してサービス提供することにより、より密度の濃い地域における関係を築いていけるよう取り組みます。

1. 見守りの必要な人々を漏れなく把握
2. 対象者への地域生活のニーズに、地域の有償ボランティア組織等が応える
3. 有償ボランティア組織等の安定的な活動を支えるための支援

(1)見守りの必要な人々を漏れなく把握

民生委員児童委員が実施している高齢者等実態調査や日頃の見守り活動などにより、見守りが必要とされる対象者の状態を把握し、その人に必要な見守りレベルに応じて、民生委員児童委員や地域関係者、まちの保健室等が連携しながら見守り支援を実施します。

(2)対象者への地域生活のニーズに、地域の有償ボランティア組織等が応える

公的サービスでは対応できないような生活課題について、地域の有償ボランティア組織等がサービスを提供します。地域づくり組織の福祉担当や地区社会福祉協議会等が中心となり、地域にある福祉にかかる多様な主体と連携しながら、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会などにより取り組まれてきた、配食ボランティアや高齢者サロン活動などに加え、高齢や障害、子育て中などにより抱える地域での生活課題に応えられるようなサービス提供体制を地域における有償ボランティア組織として構築することを目指します。

有償ボランティアの立ち上げにあたっては、まちの保健室の専門職員の関与はもちろんのこと、市職員も参画し、地域ごとの特色あるしくみづくり、体制の構築に取り組みます。

事業内容や機能について画一的に定めず、地域の実情に応じた地域ごとの抱えるニーズに対応できるしなやかな取組を促進します。

(3)有償ボランティア組織等の安定的な活動を支えるための支援

地域における有償ボランティアの活動が効果的・安定的に実施できるよう、財源確保のあり方の新たなしくみを構築するため、行政や社会福祉協議会、NPO、地域の有償ボランティア組織の活動実践者等を交えた検討を行います。利用料のあり方、寄付、賛助会員の確保、遺贈のしくみ、商店等との連携による地域通貨の活用など、あらゆる可能性を検討します。

<「地域ささえあい」のイメージ図>

